

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹



公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名(品名)	納地	納期	備考
軽油2号(課税)(バルク) 外2品目	航空自衛隊福江島分屯基地	令和6年3月29日	

2 入札方式 : 一般競争入札

3 入札日時 : 令和6年2月28日 14時30分 ~

4 入札場所 : 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室

5 入札参加資格 : (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同
條中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。
(3) 次の資格を付与されていること。

ア 資格 全省庁統一資格

イ 年度 令和04・05・06

ウ 種別 物品の販売

エ 地域 九州沖縄

オ 等級 A B C D

(4) 防衛省 防衛装備府長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停
止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の
物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にや
むを得ない事由を防衛省 防衛装備府長官 が認めた場合には、この限りではない。

6 保証金 : (1) 入札保証金 : 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除
(2) 契約保証金 : 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除

7 入札方法 : 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額
をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、
その端数金額を切り捨てる)をもって、申込みがあつたものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした
者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効 : (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札
(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札

9 契約書等の作成 : 有

10 適用する契約条項 : 航空自衛隊標準契約(請書)条項 物品売買契約(請書)条項 及び適用契約条項 外

11 契約条項を示す場所 : 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室

12 その他の : (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により「資格審査結果通知書」の写しを提出するものと
する。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。
(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札
日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送するこ
と。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○〇〇〇〇の入札書在中」と明記するととも
に、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。
(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された
金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することと
する。
(5) 同等品確認申請については、次の日時までに申請書類を提出することとする。

令和6年2月20日

13 問い合せ先 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊契約班
担当者 河相 電話番号 092-581-4091 FAX番号 092-571-5594

入札書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹

申 达 者 住 所

会 社 名

代表者職位氏名

価格調査

令和 年 月 日

契約担当官 航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹

申込者住所
会社名
代表者職位氏名

防衛省仕様書改正票
軽油
(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E(軽油)についてのものであり、D S P K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209Eと併用される。

1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひょう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。”を
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名：防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P

K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30
改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J IS K 2204の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1号	9140-299-0202-5	バルク	J IS K 2204の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2号	9140-002-9691-5 /	バルク /	J IS K 2204の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点、流動点、蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き、J IS K 2204の2号のもの。
3号	9140-002-9692-5	バルク	J IS K 2204の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4号	9140-002-9693-5	バルク	J IS K 2204の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2204 軽油

J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は、J I S K 2204の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は、J I S K 2204の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は、J I S K 2204の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は、J I S K 2204の2号による。ただし、引火点は61°Cを超えるものとし、流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き、流動点は-5°C以下、目詰まり点は-2°C以下とする。また、蒸留性状90%留出温度は360°C以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は、J I S K 2204の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は、J I S K 2204の特3号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2204によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、N D S Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15°Cにおける容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15°C)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票
重油
(FUEL OIL, BURNER)

D S P
K 2210F(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2210F(重油)についてのものであり、D S P K 2210F(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2210Fと併用される。

1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品一密度の求め方—第1部:振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品一密度の求め方—第2部:浮ひょう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品一密度の求め方—第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品一密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に
改める。

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。”を
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

“a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであるとの表示)の許可を
受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであるとの表示)の許可を
受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名：防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P

K 2210F

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

種類		物品番号	納入区分	注記
特種	1号	9140-299-0191-5	バルク	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-422-1089-5	ドラム	
	2号	9140-299-0192-5	バルク	
[1種]	1号	9140-299-0163-5	バルク	JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-419-9913-5	ドラム	
	2号	9140-412-4648-5	バルク	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)2号のもの。
		9140-419-9914-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS K 2205 重油

JIS K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

NDS Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム、200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下、特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

- b) 1種1号は、J I S K 2205の1種(A重油)1号による。
- c) 1種2号は、J I S K 2205の1種(A重油)2号による。ただし、硫黄分は、1.0%以下とする。

3 品質保証

検査は、J I S K 2205によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、N D S Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15°Cにおける容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249により、密度(15°C)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票
軽油
(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E(軽油)についてのものであり、D S P K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209Eと併用される。

1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひょう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。”を
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

“a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名：防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P

K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1一種類

種類	物品番号	納入区分	注記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-165-6724-5	ドラム	
1号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-165-6726-5	ドラム	
2号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2号(免税)	9140-165-6727-5 /	バルク /	引火点、流動点、蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き、J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-165-6728-5	ドラム	
2号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
3号	9140-002-9692-5	バルク	
	9140-001-9414-5	ドラム	
3号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-165-6730-5	ドラム	
4号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2204 軽油

J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は、J I S K 2204の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は、J I S K 2204の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は、J I S K 2204の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は、J I S K 2204の2号による。ただし、引火点は61°Cを超えるものとし、流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き、流動点は-5°C以下、目詰まり点は-2°C以下とする。また、蒸留性状90%留出温度は360°C以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は、J I S K 2204の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は、J I S K 2204の特8号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2204によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、N D S Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は、15°Cにおける容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

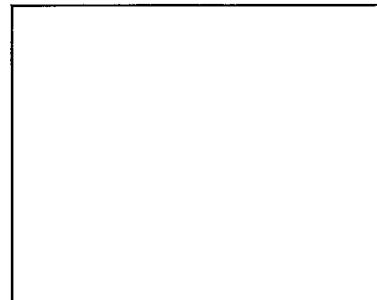
委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 軽油2号(課税)(バルク) 外2品目

代理人使用印鑑



令和6年2月28日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

住 所

会社名

代表者名